

外来種被害防止行動計画・侵略的外来種リストに関する
 NGO・NPO 及び関係事業団体と委員との意見交換会の
 特に検討が必要な意見と対応案

	意見	事務局見解（対応案）	対応状況
1	<p>< NGO・NPO 等による防除への支援 ></p> <p>></p> <p>防除活動は局所的に行われているのみである。その拡大と資金・労力の支援が必要。</p> <p>担い手の育成が必要。人材育成には防除マニュアルや技術講習会が有効。</p> <p>人材育成が重要</p> <p>様々な防除主体へのセミナーを各地で行えば、捕獲意欲や被害を受けている方の意識や捕獲意欲が高まり、有効な普及啓発となる。</p>	<p>・ 防除活動を支援する制度を整理し情報提供を行う旨を第 3 章第 1 節に記載。</p> <p>・ 第 2 章第 1 節 1（2）に人材育成に関する項目を設け、その必要性に関する文章を追加。</p> <p>・ 同上。</p> <p>・ 同上。</p>	<p><u>P.65</u></p> <p><u>P.31-32</u></p>
2	<p>< 放棄個体の受け入れ、処分の体制 ></p> <p>やむをえず飼えなくなった個体の受け入れ、譲渡、処分等のシステムも必要。</p> <p>特定外来生物指定に伴う放棄も懸念される。野外放出防止の対策や受け入れ施設等の体制作りを期待する。</p>	<p>・ 安易な放棄を助長しないよう、飼養者が責任を持って対応することが原則と考えている。ただし、放棄個体による生態系影響が懸念される種については、放棄個体の受け入れ等に関するシステムについての検討も必要である旨、第 2 章第 1 節 3 に記載。</p> <p>なお、第 3 章第 3 節 1（2）にミシシippアカミミガメ等のように大量に遺棄される可能性が高い種については、必要な対策を講じる必要がある旨は記載している。</p>	<p><u>P.39</u></p>
3	<p>< 法規制（種指定）に伴う代替種輸入のリスク ></p> <p>代替種の輸入リスクに関しては、侵略的外来種リストの活用や代替種の規制の検討も考えてほしい。</p>	<p>・ 第 3 章第 3 節 1（2）【入れない】に追記。</p>	<p><u>P.68-69</u></p>

<p>4</p>	<p>< 情報収集体制 > 全国のモニタリング体制を作ることが必要。 自治体レベルでの情報をもとに、生息状況にあわせた対応指針を構築するなど、情報収集・評価を行うシステムが必要。 外来種が見つかった時の連絡体制が出来ていない(早期発見、早期駆除の体制作りが必要)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分布情報を主体とする生物多様性情報をインターネット上で効率的に集め、提供するためのウェブサイト(愛称:「いきものログ」)や自然環境保全基礎調査等で得られた情報を配信し、生物多様性情報の相互利用、共有化を促進、展開していく予定。 ・合わせて、侵略性のある種の同定、評価、早期対応について、学会等の協力を受けていくことを検討することについて第3章第7節に記載。 	<p><u>P.89</u></p>
<p>5</p>	<p>< 普及啓発 > (対象: 関係機関) 国民への窓口機関との連携強化が必要。違反行為や特定外来生物を発見した際、地方環境事務所に通報することが知られておらず、警察や保健所等に通報し、たらいまわしになる例が多い。 実際の現場で防除を担う主体である市町村担当者への普及啓発について、より重点を置いて記述すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章第1節1(2)【理解の段階】に現場で外来種の対応が求められる職員への普及啓発が必要である旨記載。 	<p><u>P.24</u></p>
<p>6</p>	<p>< 侵略的外来種リストとの整合性 > 行動計画とリストの整合性を取るべき。優先すべき外来生物に基づいて行動計画が立てられるべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画では外来種全般に関する基本的な考え方や、国の施策の方向性を整理している。実際の防除等の対策については、各地域や実施主体において、行動計画に整理しているとおり優先度に基づいて計画的に行うことが必要であり、その基礎的資料としてリストが活用されるべきものと考えている。 	<p><u>意見に対する本文中の新たな対応はなし。</u></p>
<p>7</p>	<p>< 普及啓発 > (対象: 初等教育、学校) 外来種対策には普及啓発、教育が最重要。特に保育園、幼稚園等、初等教育段階での理解促進、教育が重要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章第1節1(2)に記載しているとおり、その必要性については認識しており、第3章第1節2では、これまで実施していたパンフレット作成な 	<p><u>意見に対する本文中の新たな対応はなし。</u></p>

	<p>ガラパゴスなど、幼児時代からの教育で島民の意識を高めることに成功しており、幼児教育は必要。</p>	<p>どの普及啓発以外に、教科書出版界向けの勉強会の開催等を行うことを記載している。</p>	
8	<p>< 普及啓発 > (対象：事業者等) 企業・事業者の重要性の記述が少ないので明記してほしい。</p>	<p>・企業・事業者は、その活動によって外来種問題を引き起こしている可能性があるため、第2章第1節1(2)【認識の段階】において普及啓発をする際の対象である旨記載。</p>	<p><u>P.22</u></p>
9	<p>< 普及啓発：進め方 > (重点化) (素案 p.45) 国が力点をどこに置いているのか分からない書き方。殺処分問題や複数の侵略的外来種がいるという複合的な問題への対応方法など、対象ごとに力点を示すべき。 普及啓発も重点化し、戦略的に実施する必要がある。</p>	<p>・第2章第1節1を方法、対象者が明確にし、今後の外来種問題に関する普及啓発は、これに基に実施。</p>	<p><u>P.22-31</u></p>
10	<p>< 普及啓発：進め方 > (生物多様性保全との関連) 地域の生物多様性保全の中での外来生物対策という構成であるべき。 何のために外来種対策に取り組むのか、在来種の保全を強く示していく必要がある。 生物多様性の主流化のコンセンサスが国民の間できていないことが問題。生物多様性の保全の重要性と緊急性を知ってもらう戦略が必要。 ・生物多様性の主流化は関係省庁全部の問題で、本来協働で取り組むもの。各省庁で生物多様性国家戦略の枠組みを相互関連させ、連携していくべき。もう一つは国、自治体、市民等をつなげていく方向性がある。</p>	<p>・意見を踏まえ、外来種対策の目的が、生物多様性の保全であることを、第1章第1節、第2章第1節1(2)【理解の段階】に記載。</p>	<p><u>P.4 (第1章第1節)</u> <u>P.24(第2章第1節1(2)【理解の段階】)</u> <u>○普及啓発の際の留意点)</u></p>

11	<p>< 普及啓発：進め方 > (手法等) パンフレット等資料での普及には限界がある。NGO 等の体験型の普及啓発は効果的。テレビ、新聞の活用も重要。</p>	<p>・NGO 等による体験型の普及啓発が効果的である事を、第2章1節1(2)【認識の段階】、第2章第2節5に記載し、NGO 等の取り組みの推進については、既存の支援制度を調査し、整理することを検討する旨を第3章第1節に記載。</p>	<p><u>P.23(第2章1節1(2)【認識の段階】)</u> <u>P.61(第2章第2節5)</u> <u>P.65(第3章第1節)</u></p>
12	<p>< 普及啓発：進め方 > (手法等) 哺乳類の捕獲・殺処分は市民への普及啓発が難しい。</p>	<p>・哺乳類の捕獲・殺処分に関する問題は認識しており、第2章第1節1(2)【理解の段階】において、普及啓発する際に留意すべき点として記載。また、関係機関が取り組みやすくするため、第2章第1節1のコラムに動物愛護に関する項目を追加するとともに、第2章第1節4(2)1)において和歌山のタイワンザルの事例を追記。</p>	<p><u>P.25(留意すべき点)</u> <u>P.29(コラム)</u> <u>P.47(事例)</u></p>
13	<p>< 関係法令との整理、連携 > 他の法令との連携、協力、役割分担等についての整理が必要。特に鳥獣保護法の被害対策と外来生物法の対策などをうまく整理すべき。 防除活動の制限となる制度の改善。水生動物の場合は都道府県内水面漁業調整規則が民間防除を制限。民間に対して防除を促進させるためには、関係法令の整理が必要。</p>	<p>・現在の外来生物法では、特定外来生物の防除にあたって、確認・認定を受けた場合、鳥獣保護法の規制は適用されない。 なお他法令には、それぞれ目的があり、外来生物法の目的のみを達成させるために、すぐに関係法令の整備をすることは困難だが、外来種問題に関する認知度を向上させることで、多様な主体が防除に取り組みやすくなるよう支援。</p>	<p><u>意見に対する本文中の新たな対応はなし。</u></p>
14	<p>< 各主体の役割と行動指針 > (緑化) 公共事業全般について地域在来植物の利用を基本とすべきということを記載すべき。緑化植物に係る平成16年の外来生物法の附帯決議を行動計画で強調し、事業者にアピールすべ</p>	<p>・第2章第1節3に緑化植物の取扱いに関する考え方について記載。</p>	<p><u>P.39-40</u></p>

	き。		
15	<p><各主体の役割と行動指針> 各主体の役割分担の基本方針を示してほしい。特に、都道府県と市町村との関係については難航が予想されるため、それぞれの役割分担を明確化すべき。</p>	<p>・第2章第2節の記載を修正。都道府県と市町村については、対応の違いを第2章第2節2に記載。</p>	<p><u>P.57-59</u></p>
16	<p><各主体の役割分担> 市町村の方々も含めた役割分担に関する議論の場を作るべき。</p>	<p>・地方自治体との議論については、第3章第4節(4)に記載しているとおり、今後地方ブロックごとに連絡会議を開催していくこととしており、必要に応じて、市町村も参加するものと考えている。</p>	<p><u>意見に対する本文中の新たな対応はなし。</u></p>
17	<p><各主体の役割と行動指針> 地域でのNPO等の対策では、種ではなく活動地域が単位。NPO等による外来種対策推進には、地域に立脚した複合的防除、総合的外来種対策の視点を書き込んでほしい。</p>	<p>・第2章第1節4(2)2)に地域において活動をする際の考え方を記載。</p>	<p><u>P.47</u></p>
18	<p><各主体の役割と行動指針> 事業者の役割の項目(第2章第2節3)にペット業者の役割を追加すべき。</p>	<p>・意見を踏まえ、第2章第2節3に、ペット業者の役割を追記。</p>	<p><u>P.59</u></p>
19	<p><各主体の連携体制構築> 多様な主体との連携については、関係省庁の連携等具体例を記述すべき。</p>	<p>・第2章第2節1に連携事例として、九州地方のアライグマ対策のための協議会の事例を記載。</p>	<p><u>P.59(対応中)</u></p>
20	<p><外来種全体に対する対策> 侵略的でない外来種への対策の在り方を明記すべき。</p>	<p>・現在、侵略的外来種として認識されていない種についても、生態系等に対して被害を及ぼす恐れがあることから、外来種被害予防三原則の遵守が重要である旨を第2章第1節に記載。</p>	<p><u>P.22</u></p>
21	<p><外来種被害予防三原則> 外来種被害防止三原則が度々記載されているが、事例が重複するなど、</p>	<p>・意見を踏まえ、第2章第1節3を修正。</p>	<p><u>P.38-39</u></p>

	<p>分かりにくい。また、現在の「拡げない」の内容 (p.29) は逸出させないという内容になっている。これは、「捨てない」の項に入れるべきではないか。</p>		
22	<p>< 事例紹介 > オオクチバスについて事例が 4ヶ所紹介されているが、実際には多くの市町村、NPO が各地でやっていく必要があり、対策の必要がないようにとられるおそれがある。モデル地域を挙げるのは大事だが、数地域のみを挙げると、国がそれ以外は対策しないと見えているように見える。</p>	<p>・意見を踏まえ、第 3 章第 4 節 2 (2) 3) に各地で実施されている取組の重要性とそれらの取組を支援する考えを追記。</p>	<p><u>P.77</u></p>
23	<p>< 事例紹介 > 対策手法の確立、成功事例の普及は重要。いろいろな場所に出てきているので紹介すると良い</p>	<p>・これまでの防除に関する事例を収集・整理し情報共有する旨、第 3 章第 7 節 2 に記載。</p>	<p><u>P.88</u></p>
24	<p>< 防除、駆除 > 全体として、より積極的に駆除について記述してほしい。防除ではなく「駆除」という言葉で表記すべき部分が多い。吟味してほしい。</p>	<p>・「防除」とは、「駆除」も含んだ概念である。外来種対策の実施にあたって多くの場合は、駆除のみでなく、分布域の拡大防止などの他の対策も合わせて実施しており、防除とすることが適切。また、防除と駆除を使い分けることで、文章が煩雑にもなるため、原文のとおりとしたい。</p>	<p><u>意見に対する本文中の新たな対応はなし。</u></p>
25	<p>< 保全対象地域の重要性 > 国指定の保護地域のみが国の対策の対象とされている点は再検討すべき。生息地の重要性は必ずしも保護地域指定に反映されない。また、国における対策優先度評価の尺度に河川や湖沼が含まれないのは不適切。(第 2 章第 1 節 2) 琵琶湖、伊豆沼・内沼、蘭牟田池等だけでなく、池、河川、ダム湖等、各</p>	<p>・第 2 章第 1 節 2 に国指定の保護地域に限定した記載を修正し、外来種により影響を受けやすい生態系等を、対策の優先度を判断する上で考慮すべき観点に追加。</p>	<p><u>P.34</u></p>

	地域が極めて重要。(第3章第4節)		
26	<p>< 侵略的外来種の導入の防止 ></p> <p>オオクチバス第5種共同漁業権特例の4湖沼について経緯・現状を記述し解決を目指すべき。(第2章第1節3)</p> <p>オオクチバスの台湾からの輸入を認めている特例の廃止について言及すべき。効果的に防除するには、特例を認めないことが重要。(第3章第3節)</p>	<p>・第2章第1節3 に現状を記載。合わせて今後の取り組みについて第3章第3節1に記載。</p>	<p><u>P.37</u></p> <p><u>P.70</u></p>
27	<p>< 現状と目標設定の整合性 ></p> <p>第1章第4節 「導入の防止」について、【現状】として挙げた課題と【目標】の結びつきが分かりにくい。</p>	<p>・「適切な管理がされるよう侵略的外来種の認知度を高めます。侵略的外来種リスト(仮称)の内容を知っている人の割合：50%」と修正。</p>	<p><u>P.19</u></p>

	意見	事務局見解（対応案）	対応状況
28	<p>< 利用を行う外来種の考え方 > 農業利用を行う外来種について、どのように農業との調和をとり、どのような考え方で進めるのか、具体的な内容が記述されていない。現場で混乱するのではないか。</p>	<p>・第2章第1節1(2)【理解の段階】で記載しているように、外来種によっては、有用なものもあると認識しており、第1章にその事が伝わるよう追記。また、第2章第1節3において、利用する場所の土地利用や周囲の環境、さらに利用する目的や種の特性の観点を踏まえた、利用する際の考え方について整理。</p>	<u>P.40</u>
29	<p>< 利用を行う外来種の考え方 > 理念的で全国一律な予防原則では実施できない。緑化については省庁間で連携をとって設計・積算の問題を一体的にクリアにし、実際にできることを提示してもらいたい。 ・緑化は、防災、生物多様性保全、経済性など総合的な視点から検討をお願いしたい。</p>	<p>・第2章第1節1(2)【理解の段階】で記載しているように、外来種によっては、有用なものもあると認識しており、第1章にその事が伝わるよう追記。また、第2章第1節3において、利用する場所の土地利用や周囲の環境、さらに利用する目的や種の特性の観点を踏まえた、利用する際の考え方について整理。</p>	<u>P.40</u>
30	<p>< 地域区分、ゾーニング > 農作物は人間の管理下において利用されるもの。国土の中に土地・地域区分をし、場所に応じた行動を書き込むべき。最低限、農業利用地については線引きができないか。国立公園特別保護地区は線引き可能で、中間地域の水系や道路等線につながっている部分は、管理上も別に扱うべき。） 自然地域と違い、都市の公園や街路のように制御可能な条件下ではが入り緑化植物も使用し、都市緑化に求められる機能、効果の発揮を図ることが</p>	<p>・第2章第1節1(2)【理解の段階】で記載しているように、外来種によっては、有用なものもあると認識しており、第1章にその事が伝わるよう追記。また、第2章第1節3において、利用する場所の土地利用や周囲の環境、さらに利用する目的や種の特性の観点を踏まえた、利用する際の考え方について整理。</p>	<u>P.40</u>

	<p>重要。</p> <p>都市部の緑化において在来種にこだわると管理が過大になったり、一般のニーズを満たせない場合がある。</p> <p>交雑するものは自生地近くで使用してはならない等の徹底は必要。</p>		
31	<p>< 外来種対策の費用 ></p> <p>使用（導入）する時だけ費用の話をして、逸出した際の管理の費用は考えていない。後の管理まで含めて考える必要がある。</p>	<p>・指摘を踏まえ、第 2 章第 1 節 3 に逸出した外来種を管理するための、費用に関する記述を追加。</p>	<p>P.38</p>